

平成27年12月21日招集

平成27年第15回登米市教育委員会  
12月定例会議議案

登米市教育委員会

# 平成27年第15回登米市教育委員会

## 12月定例会議議事日程

日 時 平成27年12月21日（月）

午後3時00分～

場 所 中田庁舎2階201会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言（開会 午後 時 分）
- 3 前回までの教育委員会会議録の承認
- 4 教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告  
日程第1（報告第23号）一般事務報告について
- 6 議 事  
日程第2（議案第54号）登米市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について
- 7 次回教育委員会定例会議開催日時  
平成28年 1月 日（午 時 分）
- 8 閉会宣言（閉会 午後 時 分）

## 報告第23号

教育長の一般事務報告について

登米市教育委員会会議規則（平成17年登米市教育委員会規則第3号）第23条の規定により、定例会議に報告すべき一般事務報告を別紙のとおり報告する。

平成27年12月21日提出

登米市教育委員会  
教育長 佐藤 信男

## 議案第54号

登米市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

登米市学校給食費徴収規則（平成17年登米市教育委員会規則第50号）の一部を下記のとおり改正するものとする。

平成27年12月21日提出

登米市教育委員会  
教育長 佐藤 信 男

### 記

登米市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

登米市学校給食費徴収規則（平成17年登米市教育委員会規則第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 幼稚園 年額 27,600円～39,600円までの額（1食 158円～229円までの額）。ただし、次のア又はイに掲げる園児の学校給食費の額は、当該ア又はイに定める額とする。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親である保護者を含む世帯の園児、当該年度（4月から8月までの学校給食費に係るものにあつては、前年度）の市町村民税が非課税の世帯で、母子世帯等若しくは在宅障がい児（者）のいる世帯の園児又は兄若しくは姉が2人以上いる園児のうちいずれかの園児 0

イ アに掲げる園児を除き、同一世帯から預かり保育を2人利用している園児のうち2人目の園児 年額の2分の1の額

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。